

アンチ・ドーピング委員会規程

新規 令和3年11月9日

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本ろう者スキー協会（以下「本協会」という）定款第57条に定める特別委員会として、アンチ・ドーピング委員会（以下「委員会」という）を設置するにあたり、委員会の組織及び運営に必要な事項を定めることを目的とする。

(委員会の業務内容)

第2条 委員会は、本協会のアンチ・ドーピングに関する専門事項を審議・所管し、理事会に意見を具申する。

- 2 前項に掲げる専門事項とは、次の各号をいう。
 - (1) アンチ・ドーピング活動の計画・推進に関すること
 - (2) アンチ・ドーピング活動の教育・啓発・情報収集・情報提供に関すること
 - (3) 加盟チーム、関係機関・団体との連携・協力に関すること
 - (4) その他、アンチ・ドーピングに関する重要案件に関すること

(委員)

第3条 この委員会に、次の委員を置く。

委員長 1名
委員 若干名

- 2 委員長は、理事又は学識経験者の中から会長が委嘱する。
- 3 委員長は、会長が委任した事項における業務を執行する。
- 4 委員は、委員長が本協会役員、本会加盟チーム強化スタッフ及び学識経験者のうちから推薦する者を、理事会に諮って、会長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱日から開始し、本協会理事の任期と同じく終了する。ただし、再任を防げない。

(委員会)

第5条 委員会は、委員長が招集して、その議長となる。

- 2 委員会の議事は、委員の合意により決定する。
- 3 委員長が認めたときは、委員会に参考人の出席を求め、その意見を聴取することができる。
- 4 この規程に定めるもののほか必要な事項は、委員会において定める。

(小委員会)

第6条 委員会に、小委員会を設けることができる。

- 2 小委員会については、委員会で別に定める。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会において行う。

付則

この規程は令和3年11月9日から施行する。